

訓令甲第9号

サイバーセキュリティ総合対策委員会規程を次のように定める。

平成29年3月28日

警視総監 沖 田 芳 樹

サイバーセキュリティ総合対策委員会規程

(設置)

第1条 警視庁本部に、サイバーセキュリティ総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、総合的なサイバーセキュリティ対策について、調査、研究及び審議を行い、その推進を図ることを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表第1の「サイバーセキュリティ総合対策委員会編成表」のとおりとする。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第2の「サイバーセキュリティ総合対策委員会幹事会編成表」のとおりとする。

3 幹事会は、委員会の会議に付議する議案についての事前審議並びに委員会の決定に基づく具体的事項についての調査、研究及び審議に当たるものとする。

4 幹事会の運営については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、サイバーセキュリティ対策本部において処理するものとする。

る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

サイバーセキュリティ総合対策委員会編成表

委員長	警視総監
副委員長	副総監
委員	生活安全部長 公安部長 総務部長 警務部長 交通部長 警備部長 地域部長 刑事部長 警察学校長 匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監 東京都警察情報通信部長 委員長の指名する者

別表第2

サイバーセキュリティ総合対策委員会幹事会編成表

幹 事 長	サイバーセキュリティ対策本部副本部長
副 幹 事 長	サイバーセキュリティ対策本部理事官（サイバーセキュリティ対策官） 公安部理事官（サイバー攻撃事件指導担当） 生活安全部理事官（サイバー犯罪対策官） 生活安全部理事官（サイバー犯罪分析官） 東京都警察情報通信部情報技術解析課情報通信調査官
幹 事	サイバーセキュリティ対策本部管理官（企画担当） 企画課課長代理（企画担当） デジタル戦略課課長代理（デジタル企画担当） 人事第一課課長代理（人事担当） 人事第二課課長代理（人事担当） 交通総務課課長代理（交通企画担当） 警備第一課課長代理（警備企画担当） 地域総務課課長代理（地域企画担当） 公安総務課課長代理（公安企画担当） サイバー攻撃対策センター副所長（第一サイバー攻撃対策担当） 刑事総務課課長代理（刑事企画担当） 捜査第一課課長代理（第四特殊犯捜査担当） 捜査支援分析センター副所長（第一捜査支援担当） 生活安全総務課課長代理（生活安全企画担当） サイバー犯罪対策課課長代理（サイバー犯罪対策担当） 警察学校管理官（庶務担当） 第一方面本部管理官（総務担当） 匿名・流動型犯罪グループ対策本部管理官（企画担当） 東京都警察情報通信部情報技術解析課課長補佐 幹事長の指名する者